

社会福祉法人 北信福社会
ハッピー学童クラブ あづま

運 営 規 程

ハッピー学童クラブ 運営規程

(名 称)

本学童クラブは「ハッピー学童クラブ あづま」とする

(所在地)

福島市八島田字上台畑 7 番地

(事業の目的及び運営方針)

事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、異年齢の児童が放課後の生活を共に過ごす中で成長し合って行けるような遊びや行事などの活動を行い、児童の健全な育成を図る。

(入所対象児童)

小学 1 年生から 6 年生

(利用定員)

利用者の定員は、原則としておおむね 4 0 名とする。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は原則、福島市野田小学校区域とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

放課後児童支援員 2 名

放課後児童支援員は、児童への支援提供、児童の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

補助員 2 名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所日及び開所時間等)

事業所の開所日及び開所時間等は次の通りとする。

(1) 開所日

原則として月曜日から土曜日までとする。ただし土曜日は追加料金が発生する。

(2) 事業所の開所時間

小学校の授業がある日	下校時から18時までとする。 ※19時30分まで延長保育とする。
小学校の授業の休校日	7時30分から18時までとする。 ※19時30分まで延長保育とする。
土曜保育	7時30分から17時までとする。 ※19時まで延長保育とする。

延長保育については保護者からの申し出によるが、通常の保育時間が過ぎた場合は保護者からの連絡がなくとも指導員の判断により延長保育を行う。

延長保育については、追加料金が発生する。

(3) 年間の閉所日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・お盆期間（3日間）
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

(送 迎)

送迎は保護者が行うものとする。

(保育料)

保育料については、別途定めた「ハッピー学童クラブ料金表」の通りとする。なお、一度納めた保育料については原則返還しないものとする。

(保育料の滞納)

原則として、2ヶ月以上滞納した場合は、保護者に確認の上退所をお願いする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 児童が欠席をする場合には、児童の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。

(2) 児童又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は家族に対して閉所を命ずることができる。

(個人情報の取扱いに関する事項)

事業所は、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(緊急時等における対応方法)

児童の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに児童の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害の対策)

消火器等の消火用具、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、児童等の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者の選定し職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。

(退 所)

退所する場合は、退所日の前月15日までに申し出ることとする。退所月の保育料は出席日数に関わらず支払うものとする。

(その他事業の運営に関する重要事項)

感染症など集団生活に支障をきたす事態がおきた場合は、蔓延防止のため閉所とする。閉所日数は学校、保健所など関係機関と協議のうえ決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

一部改正 平成29年4月1日

一部改正 平成30年4月1日

一部改正 平成31年4月1日